

安全で静かな道路に

## 電源立地地域対策交付金事業で舗装補修

発電用施設の立地地域・周辺地域である市町村への交付金を利用して、北下地内の町道北下・長岡線(約180m)をアスファルト舗装打換え工法で補修しました。これにより、路面損傷による騒音・振動は解消され、危険箇所が改善されました。

### ▼問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)

縦覧は4月25日までに

## 駒寄スマートIC産業団地造成事業の環境影響評価書の縦覧

県では、群馬県環境影響評価条例に基づき、駒寄スマートIC産業団地造成事業の環境影響評価書を作成し、縦覧を行います。環境影響の調査、予測、評価の結果について、住民に周知するためのものです。

### 対象事業の概要

▼事業者 前橋市

▼名称 駒寄スマートIC産業団地造成事業

▼種類 工業団地造成事業



▲舗装された北下地内の町道北下・長岡線



まちな鳥



まちな木

▼規模 約20.9ha

▼事業実施区域 前橋市池端町の一部

### 評価書の縦覧

▼縦覧期間 4月25日①

▼縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分(①・②・③を除く)

▼縦覧場所 県環境政策課、都市計画課、県中部環境事務所、前橋土木事務所、町建設課

▼問い合わせ先 県都市計画課

☎027・226・3654

お出かけや通院にご利用ください

## タクシー運賃を助成

通院や外出でタクシーを利用した際に支払う運賃などの一部を助成します。

### ▼対象 町に住民登録があり、申請時において次の条件のいずれかに該当する人

- ①年齢満70歳以上の人
- ②年齢満19歳以上で運転免許を持たない人
- ③身体障害者手帳1・2級精神障害者手帳1・2級、療育手帳Aのいずれかの所持者

### ▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページでもダウンロードできます)
- 申請者の本人確認書類
- 手帳(対象③に該当する場合)

### ※即日交付はできません。時間に余裕をもって申請してください。

### ▼助成内容

1枚500円相当の利用助成券を、年間最大72枚交付。  
※申請日に応じて一括して交付します。

### ▼利用方法

タクシーに乗車した際の運賃の支払いに、助成券を利用



まちな花



# 今月の納税

固定資産税……………1期

納期限 令和4年5月2日(日)

コンビニエンスストア、スマホ決済アプリでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

## 補助の内容

同一名義の定期券購入費が

5,000～9,999円/月の場合、

↓  
1,000円/月を補助

10,000円以上/月の場合、

↓  
2,000円/月を補助



▲ぐんま電子申請受付システム

高校生などの保護者の経済的負担軽減と公共交通の利用促進のため、バスや鉄道の定期券購入費を補助します。

▼対象者(全て該当する人)

- ・町に住民登録がある人
- ・バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校などに通学する生徒などの保護者
- ・町税の滞納がない人

▼申請方法

定期券を購入した日から使用期限終了後2カ月以内の間に、ぐんま電子申請受付システムまたは企画室(④番窓口)で申請してください。

## 公共交通機関での通学を支援

バスや鉄道で通学する人へ

### ▼申請に必要なもの

- 購入した定期券の写し
  - 在学を証明する書類の写し(学生証、在学証明書などの学校名、氏名などが確認できるもの)
  - 振込先金融機関の預金通帳の写し(初めての申請または振込先を変更するとき)
- ※窓口で申請する場合は申請書の記入と申請者(保護者)の本人確認書類が必要です。

### ▼注意事項

- 申請ごとに補助金を交付します。初回申請後、年間を通して自動的に交付されるものではありません。
- バスカード、回数券、現金、スクールバス利用、中学生や大学生が利用する定期券の購入費は対象になりません。

### ▼申請問い合わせ先

企画財政課 企画室  
☎ 26・2241(直通)



愛犬のために

## 犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の犬には、生涯に一度の登録と、年に一度の狂犬病予防注射が義務付けられています。

### 登録・届け出

新たに犬を飼うときに犬の登録が必要です。また、死亡や住所異動などがあつたとき、飼い主が変わったときには、町へ届け出をしてください。

### 狂犬病予防注射

犬を登録して注射を済ませていない人に、狂犬病予防注射のお知らせを送付します。左記の会場で予防接種を受けさせる場合は、お知らせを持参してください。

### ▼届け出・問い合わせ先

住民課 住民環境室  
☎ 26・2245(直通)



## 注射・登録料金

注射のみ **3,500円**

[ 注射2,950円、  
注射済票交付手数料550円 ]

注射+登録 **6,500円**

[ 注射のみの料金に加えて  
登録手数料3,000円 ]



▲ぐんま電子申請受付では申し込みも可能です。

犬の登録と狂犬病予防注射を行います。都合の良い会場へお越しください。

期日	会場	時間
4月10日(日)	児童館	9:00～ 9:30
	大久保集落センター	9:45～10:10
	三津屋田端公会堂	10:20～10:40
	駒寄住民センター	10:50～11:10
4月17日(日)	町消防団二分団詰所	11:20～11:50
	小倉集会所	9:00～ 9:30
	小井堀町コミュニティセンター	9:40～10:00
	上野田集落センター	10:10～10:25
	町役場北駐車場	10:35～11:15
	木戸集落センター	11:25～11:40
5月21日(土)	下八幡神社	11:50～12:05
	陣場公会堂	12:15～12:30
	小倉集会所	9:00～ 9:20
	町役場北駐車場	9:30～10:10
	木戸集落センター	10:20～10:35
大久保集落センター	10:50～11:05	
駒寄住民センター	11:15～11:30	
町消防団二分団詰所	11:40～11:50	

※常に犬を押さえられるようにしてください。



離職した方へ

非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減措置



勤務先の倒産、解雇など自ら望まない形で離職(非自発的失業)し国民健康保険に加入した人の国民健康保険税を一定期間軽減する制度です。前年の給与所得を10分の3とみなして保険税を算定します。対象となる場合は、納税義務者(世帯主)が申請してください。

③雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかに該当する人

▼申請に必要なもの

□特例申告書

※窓口で受け取るかホームページからダウンロードしてください。

□雇用保険受給資格者証の写し

▼申請・問い合わせ先

住民課 保険室

☎26・2249(直通)

▼対象次の全てに該当する人  
①平成21年3月31日以後に離職した人  
②離職日時点で満65歳未満の人

自動車誤発進防止装置設置費を補助

対象 (次の全てに該当する人)

- ①満70歳以上の人
- ②町に住民登録がある人
- ③自動車運転免許証を保有している人
- ④町税を滞納していない人

補助金額

購入および設置に係る費用の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限2万円。

申請に必要なもの

- 交付申請書
- 運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し
- 領収書またはレシート(購入日および購入額が記載されているもの)
- 自動車誤発進防止装置の概要が分かるもの
- 装着状況の分かる写真
- 補助対象者に町税の滞納がないことを証明するもの
- 印鑑(認印)
- 通帳(振込先がわかるもの)

問い合わせ先

総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

年に一度、4月に申し出を

農用地区域からの除外



農業振興地域における優良農地を確保し、農業の健全な発展を促すため、農用地区域の他用途への転用などは法律で制限されています。町の農地は、大部分が農業振興地域に指定されています。

しかし、社会情勢の変化などにより土地利用計画を変更する必要が生じた場合には、緊急でやむを得ないものに限

り、農用地区域からの計画変更(除外・編入)をすることが認められています。

▼期間(開庁時間内)

〓4月28日

▼受け付け・問い合わせ先

産業観光課 農業振興室

☎26・2281(直通)

なお、申し出をしても、計画変更の要件が全て満たされなければ除外はできません。また、過去に除外し、現在農地転用をしていない土地を持つ人は、新たに申し出をしても承認されない場合があります。

防災無線アナログ電波放送の終了

防災無線の電波変更のため、アナログ電波の放送を4月中に終了します。今後はデジタル電波対応機種のみで放送をします。今後も戸別受信機の利用を希望する人で、まだ新しいものに交換していない人はご連絡ください。

また、不要となった旧型機種は役場に返却してください。



▲デジタル電波対応戸別受信機

問い合わせ先

総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)



ごみの回収に伺います

### 高齢者等ごみ出し支援事業

ごみステーションまで家庭系ごみを持ち出すことが困難な高齢者や障害者世帯を対象に、町が委託した業者が無料でごみを回収します。また、希望する人に、ごみの収集時に声をかける安否確認を行います。

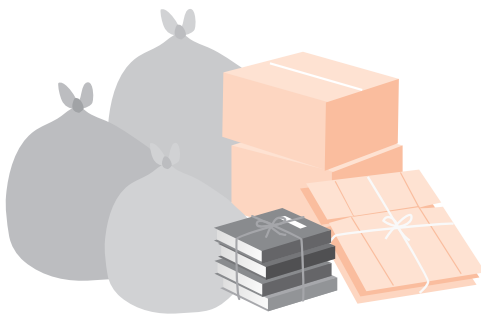
#### 収集対象のごみと収集回数

- 可燃ごみ(週1回)
- 不燃ごみ(月1回)
- 分別ごみ(月1回)

#### ▼対象

町に住民登録があり、家庭系ごみの搬出が困難な世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯

- ① 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ② 障害者のみで構成される世帯
- ③ 65歳以上の高齢者および障害者のみで構成される世帯



まちの木

#### ▼申請方法

利用申請書と同意書を郵送または持参してください。次のいずれかに該当する場合は、代理申請が可能です。

- 利用者の親族
  - 利用者の介護に携わる人
  - 民生委員および児童委員
- ※申請に必要な用紙は窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

#### ▼問い合わせ先

介護福祉課 介護高齢室  
☎26・2247(直通)

訪問看護師を派遣します

### 医療的ケア児通所施設等訪問看護事業

看護師が配置されていない保育園・学校などの施設に通う医療的ケアを必要とする児童を対象に、短時間で完了する医療的ケアを行うための看護師などを派遣します。

#### ▼対象

町に住民登録があり、看護師が配置されていない保育園・学校・障害福祉施設などに通う、医療的ケアを必要とする児童

※医師意見書の提出および通所施設などの同意が必要となります。

#### ▼内容

30分を1単位とし、1日3単位を上限として、町から委託を受けた訪問看護事業所の



まちの花

看護師などを派遣します。医療的ケアを実施する場所は、対象者が通所している渋川広域圏内(渋川市・榛東村・吉岡町)に所在する施設などです。

#### ▼費用負担

1単位につき、4,000円の費用がかかります。このうちの1割が利用者負担となります。

※対象者の所属する世帯の課税状況により負担上限月額を定めます。

※医療的ケアに係る材料費などは利用者の実費負担です。

#### ▼問い合わせ先

介護福祉課 福祉室  
☎26・2246(直通)

新しい生活を始める前に!  
情報の入手方法の確認を

## よしおか ほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

登録はこちら



URL  
<https://service.sugumail.com/yoshioka/member/>

URLを入力またはQRコードを読み取るか  
[t-yoshioka@sg-m.jp](mailto:t-yoshioka@sg-m.jp)へ  
空メールを送信してください。

テレビリモコン「fd」ボタン

地上デジタル放送テレビのデータ放送を通じて、気象情報・雨量情報・水位情報のほか、町が発信する避難情報などをいち早く見るができます。

問い合わせ先  
総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)